

県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の一部改定について

別紙（案）のとおり

令和 3 年 10 月 19 日提出

神奈川県教育委員会
教育長 桐 谷 次 郎

（提案理由）

県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の一部改定について決定いたしました
く提案するものです。

(案)

県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の一部改定について

1 STEAM教育研究推進校の指定

(1) 「STEAM教育研究推進校の指定」のⅡ期計画における位置付け

I 質の高い教育の充実
2 重点目標2にかかる具体的な取組み 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます」
(1)教育課程の改善[再掲]
・学力向上進学重点校の指定
・STEAM教育研究推進校の指定
(2)科学技術・理数教育の推進
(3)グローバル化に対応した先進的な教育の推進
(4)専門教育の推進
(5)国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進

(2) STEAM教育研究推進校の指定

STEAM教育推進のため、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発に取り組みます。

Ⅱ期の工程表

主体	令和2年度	3年度	4年度	5年度
指定校			新たな指定・実施	

指定校(予定): 神奈川工業(横浜北東・川崎地域) 光陵(横浜南西地域)
横須賀(横須賀三浦・湘南地域)
秦野(中・県西地域)
相模原弥栄(県央・相模原地域)

2 スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進

(1) 「スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進」のⅡ期計画における位置付け

Ⅱ 学校経営力の向上

4 重点目標4にかかる具体的な取組み

「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」

(1) 自律的・組織的な学校経営の充実

・ スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進

・ 学校評価・第三者評価システムの改善・充実

・ 民間人材の活用

・ 地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業の取組み

(2) 県立高校への理解を深める情報提供の推進

(3) 教職員の実践的指導力向上の推進

(2) スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進

入学者選抜時から卒業時までの教育活動の方針（スクール・ポリシー）を策定・公表し、これに基づく教育活動に取り組む。スクール・ポリシーの策定にあたっては、県教育委員会において、各校の存在意義、社会的役割を明確化（スクール・ミッションの再定義）する。

Ⅱ期の工程表

主体	令和2年度	3年度	4年度	5年度
全校		スクール・ポリシーの策定・公表	スクール・ポリシーに基づく教育活動の実施	
県教育委員会		スクール・ミッションの再定義		

県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の一部改定（案）について

1 「県立高校改革実施計画（全体）」について

「県立高校改革実施計画（全体）」（平成 28 年 1 月策定）は、「県立高校改革基本計画」（平成 27 年 1 月策定）に基づく改革の実現に向けて、県立高校改革に取り組むうえで中長期を展望し、教育内容・方法、学校経営、県立高校の再編・統合に係る具体的な計画として策定した。

2 「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」について

「県立高校改革実施計画（全体）」の計画期間を 12 年間（平成 28 年度～令和 9 年度）とし、このうち令和 2 年度からの 4 年間（令和 2 年度～令和 5 年度）に取り組む施策内容や再編・統合の対象校を明示し、平成 30 年 10 月に「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」（以下「Ⅱ期計画」という。）を策定した。

3 「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」の一部改定（案）について

Ⅱ期計画策定後の状況の変化に対応するため、Ⅱ期計画の一部を改定する。

(1) S T E A M 教育※研究推進校の指定

ア 指定校による取組について

指定校では、県立高校改革実施計画に基づく改革の実現に向けて、原則 3 年間、指定を受けた各テーマに関する研究を実施し、その成果の普及を図っている。

イ S T E A M 教育研究推進校の指定について

中央教育審議会答申（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）（以下「答申」という。）において、新時代に対応した高等学校教育等の在り方が示され、その一つとして、S T E A M 教育等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成の必要性が掲げられている。S T E A M 教育は、各教科等の知識・技能等を活用することを通じた問題解決を行うものであり、生徒の強力な学ぶ動機付けにもなるとされている。今後、全県立高等学校において、生徒の能力や関心に応じた S T E A M 教育を推進するため、その実施方法等について研究を進めていく必要がある。

このため、S T E A M教育研究推進校の令和4年度からの実施に向け、Ⅱ期計画に具体的な取組として位置付ける。

※ S T E A M教育…各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育。S T E M (Science、Technology、Engineering、Mathematics) で表される科学系の学びに、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を包含するリベラルアーツ (A) を加えたもの。

ウ 「S T E A M教育研究推進校の指定」のⅡ期計画における位置付け

「S T E A M教育研究推進校の指定」をⅡ期計画の「Ⅰ 質の高い教育の充実／重点目標2「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組めます」にかかる具体的な取組み／(1) 教育課程の改善[再掲]」に位置付ける。

一部改定後	現行
I 質の高い教育の充実 2 重点目標2にかかる具体的な取組み 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組めます」 (1)教育課程の改善[再掲] ・学力向上進学重点校の指定 ・ <u>S T E A M教育研究推進校の指定</u> (2)科学技術・理数教育の推進 (3)グローバル化に対応した先進的な教育の推進 (4)専門教育の推進 (5)国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進	I 質の高い教育の充実 2 重点目標2にかかる具体的な取組み 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組めます」 (1)教育課程の改善[再掲] ・学力向上進学重点校の指定 (2)科学技術・理数教育の推進 (3)グローバル化に対応した先進的な教育の推進 (4)専門教育の推進 (5)国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進

エ S T E A M教育研究推進校の指定

S T E A M教育推進のため、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発に取り組みます。

Ⅱ期の工程表

主体	令和2年度	3年度	4年度	5年度
指定校			新たな指定・実施	※～6年度

指定校（予定）：神奈川工業（横浜北東・川崎地域） 光陵（横浜南西地域）
 横須賀（横須賀三浦・湘南地域）
 秦野（中・県西地域）
 相模原弥栄（県央・相模原地域）

(2) スクール・ミッション^{※1}の再定義及びスクール・ポリシー^{※2}に基づく教育活動の推進

答申を踏まえた、学校教育法施行規則の改正（令和4年4月1日施行）により、各高等学校等においてスクール・ポリシーの策定・公表が求められることとなった。また、答申ではスクール・ポリシーの策定にあたり、設置者において、各高等学校等の存在意義や社会的役割等を明確化（スクール・ミッションの再定義）するよう求められた。

このため、令和4年度からの規則改正を受けスクール・ポリシーの策定・公表を行い、スクール・ポリシーに基づく教育活動を着実に進めるため、Ⅱ期計画の取組として位置付けることとした。また、スクール・ポリシーの策定にあたっては、設置者である県教育委員会において、スクール・ミッションの再定義を行うこととした。

※1 スクール・ミッション…設置者が定める各高等学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像

※2 スクール・ポリシー…各高等学校における、入学者選抜時から卒業時までの教育活動の方針。各学校がスクール・ミッションに基づき定める「育成を目指す資質・能力に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」の3つの方針の総称

ア 「スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進」のⅡ期計画における位置付け

「スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進」をⅡ期計画の「Ⅱ 学校経営力の向上／4 重点目標4「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」にかかる具体的な取組み／(1) 自律的・組織的な学校経営の充実」に位置付ける。

一部改定後	現行
<p>Ⅱ 学校経営力の向上</p> <p>4 重点目標4にかかる具体的な取組み</p> <p>「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」</p> <p>(1)自律的・組織的な学校経営の充実</p> <p><u>・スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進</u></p> <p>・学校評価・第三者評価システムの改善・充実</p> <p>・民間人材の活用</p> <p>・地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業の取組み</p> <p>(2)県立高校への理解を深める情報提供の推進</p> <p>(3)教職員の実践的指導力向上の推進</p>	<p>Ⅱ 学校経営力の向上</p> <p>4 重点目標4にかかる具体的な取組み</p> <p>「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」</p> <p>(1)自律的・組織的な学校経営の充実</p> <p>・学校評価・第三者評価システムの改善・充実</p> <p>・民間人材の活用</p> <p>・地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業の取組み</p> <p>(2)県立高校への理解を深める情報提供の推進</p> <p>(3)教職員の実践的指導力向上の推進</p>

イ スクール・ミッションの再定義及びスクール・ポリシーに基づく教育活動の推進

入学者選抜時から卒業時までの教育活動の方針（スクール・ポリシー）を策定・公表し、これに基づく教育活動に取り組む。スクール・ポリシーの策定にあたっては、県教育委員会において、各校の存在意義、社会的役割を明確化（スクール・ミッションの再定義）する。

Ⅱ期の工程表

主体	令和2年度	3年度	4年度	5年度
全校		スクール・ポリシーの策定・公表	スクール・ポリシーに基づく教育活動の実施	
県教育委員会		スクール・ミッションの再定義		

4 今後の予定

令和3年10月 Ⅱ期計画の一部改定の公表